

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-20)

施策名	目標4-8 東日本大震災への対応(特定復興再生拠点の整備)				
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。				
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	当初予算(a)	86,941	67,278	63,705	44,461
	補正予算(b)	▲ 9,692	▲ 12,625	▲ 12,109	-
	繰越し等(c)	▲ 1,629	47,901	▲ 8,229	
	合計(a+b+c)	75,620	102,553	43,367	
	執行額(百万円)	55,693	88,592	37,637	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・総理大臣施政方針演説「常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。」(令和2年1月・抜粋) 				

測定指標	1. 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	
		0	0	0	0	0	0	6	
	年度ごとの目標値								
	2. 特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	
		0	0	0	0	1	0	6	

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
		平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始し、令和2年3月に先行して避難指示が解除された区域については、避難指示解除までに除染を完了するなど、着実に取組を進めているため。 なお、特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入については、令和2年度の実績値として、搬入完了した町村数は2村と記載していたが、うち1村では進捗率が100%ではなかったため1村に修正した。これに伴い、令和3年度から5年度の目標値を5町村に修正した。
	施策の分析	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要であり、除染については現行の指標を維持する。 廃棄物の処理については、解体工事が事業の主な内容となっていることから、来年度より解体工事が完了した町村数を示すこととする。なお、解体工事は、各町村の解体申請受付期間によって完了見込みが変動するため、目標年度については、来年度より「長期的な目標」と記載することとする。また、年度ごとに政策評価を行う観点から単年度ごとに目標値を設定することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名	馬場康弘(環境再生事業担当参事官) 番匠克二(特定廃棄物対策担当参事官)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---	--------	---	----------	--------